



平成 22 年 7 月 12 日

各 位

**あい ホールディングス株式会社**

代表取締役会長 佐々木 秀吉  
(コード番号 3076 東証第一部)  
問合せ先 広報室長 小林 武  
(TEL 03-3249-6335)

**当社グループに対する訴訟に関するお知らせ**

当社連結子会社であるグラフテック株式会社（以下「G社」といいます。）及び当社は、平成20年11月7日、株式会社ミマキエンジニアリング（以下「M社」といいます。）から訴訟の提起を受け（以下「第1訴訟」といいます。）、第1訴訟は、現在、東京地方裁判所に係属中であります。

その後、G社は、M社の製造・販売に係る製品の一部分が、G社の有していた特許権を侵害していたため、平成21年1月30日、G社の被った損害5,875,119,695円の一部である2,350,047,878円の賠償を求める訴訟をM社に対し提起し（以下「第2訴訟」といい、第1訴訟と併せて「両訴訟」といいます。）、第2訴訟も、現在、東京地方裁判所に係属中であります（請求額については、今後、2,350,047,878円から増額する可能性があります。）。

こうした経緯の中、今般、M社は、平成22年7月9日付けで、第1訴訟におけるG社及び当社に対する請求額を、これまでの941,909,275円から4,350,000,000円に増額する訴えの変更を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 両訴訟の相手方

- (1) 商 号 株式会社ミマキエンジニアリング
- (2) 本店所在地 長野県東御市滋野乙2182番地3
- (3) 代 表 者 代表取締役 池田 明

2. 両訴訟の内容

(1) 第1訴訟

M社は、G社の製造・販売に係るコンピュータ周辺機器（カッティングプロッタ、以下「製品」といいます。）の一部分が、M社の有している特許権を侵害するとし、G社に対し、製造・販売の差し止め、G社及び当社に対し、連帯して損害賠償の支払いを求めるものであります。

(2) 第2訴訟

G社は、M社の製造・販売に係る製品の一部分が、G社の有していた特許権を侵害していたため、M社に対し損害賠償の支払いを求めるものであります。

3. 両訴訟の今後の見通し

第1訴訟については、G社及び当社は、G社の製品がM社の特許権を侵害していないこと、M社の特許が無効であること、及び、M社の特許権の価値が微小なものであることから、M社の請求は全く理由がないものと考えております。

他方、第2訴訟については、M社がG社の特許権を侵害していたことには確信を持っております。

現時点では、両訴訟が当社グループの連結業績予想に与える影響を予測することは困難であると認識しており、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上